

# CFD 取引説明書

## (契約締結前交付書面)

平成 23 年 4 月 1 日

エイチ・エス証券株式会社

(金融商品取引業者)関東財務局長(金商)第 35 号

加入協会／日本証券業協会、(社)金融先物取引業協会

本説明書は、金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち、CFD取引に関する説明書であり、同法第37条の3の規定に基づき顧客にあらかじめ交付させていただき書面です。

当社のCFD(Contract for Difference)取引(『HS CFD』)を利用されるに当たりましては、本説明書の内容をよくお読みいただき、十分にご理解ください。

CFD取引は、元本および利益が保証された取引ではありません。取引対象である参照原市場の価格変動により損失が生じる場合があります。また、この取引は多額の利益が得られることがある反面、多額の損失を被る危険・リスクを伴う取引です。したがって、お取引を開始する場合または継続して行なう場合には本書面のみでなく、取引の仕組みやリスクについても十分にご研究いただき、お客様ご自身の資力、取引経験および取引の目的等に照らして適切であると判断される場合にのみ、自己の責任においてお取引いただくようお願いいたします。

### 店頭差金決済取引(HSCFD)に係るご注意

- エイチ・エス証券「HSCFD」(以下、本取引)は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。(注1)

※この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。

- 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。お客様の勧誘の要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。
- お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、当社コンプライアンス統括部までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下の金融ADR(注2)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター  
電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

- (注1) ただし、以下に該当する場合は適用されません。  
法人のお客様の場合  
当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合  
勧誘の日前1年間に、2以上のお取引いただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合  
外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合
- (注2) 金融ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

施行日：平成23年4月1日

## CFD 取引のリスク等重要事項及びお客様資産の管理方法等について

### はじめに

CFD 取引は、有価証券関連及び債券先物(以下、「参照原市場」という。)の価格をもとに当社が提示する価格により取引を行うデリバティブ取引です。取引対象である参照原市場の価格変動により損失が生じることがあります。また、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき保証金の額に比べて大きいため、市場や金利動向がお客様の想定と逆の方向に変化した場合には、差入れた保証金の額を上回る損失が生じることがあります。

お客様の HS CFD 取引口座における実質証拠金が、当社が設定した必要保証金の基準を下回った場合、お客様の全ポジションは、ロスカット(反対売買による強制決済)されます。ロスカットは、お客様からお預かりした保証金の額を超えて損失が拡大しないようにすることを目的とするものですが、市場環境の変動によっては、ロスカットが実行されるまでに時間がかかる場合があり、ロスカット価格がロスカット基準適用時の価格から大きく乖離して約定することがあります。その結果、損失額がお客様が預託された保証金の額を上回る可能性があります。

買値(Ask)価格と売値(Bid)価格との間にはスプレッド(差額)があり、これは参照原市場の相場環境や時間帯により変動し、スプレッドが拡大することがあり、そのため意図した取引ができない可能性があります。

取引システム又は金融商品取引業者である当社とお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、取消し又は確認等が行えない場合が生じる可能性もあります。

取引手数料は、一取引あたり約定総代金の 0.0105~0.01575%(消費税込み)を徴収します。お取引においてお客様が負担されるコストには、買値と売値の差額であるスプレッドがあります。詳しくは 7 頁、8 頁をご覧ください。

注文の執行後にお客様が当該注文にかかる契約を解除(クーリングオフ)することはできません。

当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、以下の業者との間でカバー取引を行なっております。

商号:グローバル・フューチャーズ・アンド・フォレックス・リミテッド

(英語表記:GLOBAL FUTURES & FOREX Ltd.)

所在地:東京都中央区日本橋室町 3-3-1 E.T.S.室町ビル 12 階

〈金融商品取引業者 登録番号: 関東財務局長<(金商)第 268 号〉

CFD 取引のためにお客様からお預かりする保証金につきましては、日証金信託銀行株式会社における金銭信託により、お客様から預託を受けている保証金であることを明示して当社固有の資産とは明確に区分し、安全・確実に管理しております。なお、カバー取引相手先並びに顧客資金の預託先は、お客様が行なう CFD 取引に

関してお客様の取引相手方となるものではなく、当該取引 に関するお客様からのご質問等に応じたり、またその取引から生じる損失についてお客様に責任を負担したりするものでもございません。

## **本取引に関するお問い合わせ**

CFD 取引『HS CFD』に関するお問い合わせについては、下記の連絡先にて承ります。

エイチ・エス証券 FX・CFD 取引課

お問い合わせ専用ダイヤル:03-5909-4091 (祝日を除く月曜日から金曜日 08:00~17:00)

コンプライアンス統括部:03-4560-0233 (祝日を除く月曜日から金曜日 09:00~17:00)

お問い合わせ専用電子メールアドレス: [fxcfid@ma.hs-sec.co.jp](mailto:fxcfid@ma.hs-sec.co.jp)

(上記時間及びアドレスは変更になる場合がございます。弊社ホームページにてご確認ください。)

◇エイチ・エス証券株式会社は、社団法人金融先物取引協会の会員(会員番号 1141)です。

## **CFD 取引『HS CFD』のリスクについて**

### **お取引を開始される前に**

CFD 取引『HS CFD』(以下、「本取引」といいます。)は、様々なリスクを伴います。以下の内容をよくお読みいただき、商品性とリスクについて十分に理解した上で口座開設およびお取引を行ってください。

本取引は元本が保証された取引ではありません。取引金額に対し少額の保証金で取引を行うことができます。取引の指標として参照現市場価格を使用するため、対象となる市場価格がお客様にとって不利な方向に変動した場合には、お客様は短期間のうちに多額の損失を被る可能性もあります。また、マーケットの変動状況の程度によっては損失の額が預託していただいた保証金の額を上回ることがあります。

本取引は、証券取引所等で売買される取引所取引とは異なり、お取引される会社によって取引ルールが定められている相対取引です。従いまして、様々なリスクに加え、商品性や取引ルール等を十分にご理解いただくことも重要です。

本取引は、すべてのお客様に無条件に適しているものではありません。そのため、お客様は、本取引がご自身の取引目的、知識、経験およびご資金性格などに照らし適切であるかどうかについて十分にご検討された上で口座開設およびその後の取引を行なっていただきますようお願いいたします。

### **1. 価格変動リスク**

本取引は参照原市場価格を対象として行う取引であり、経済環境、社会・政治情勢又は金利動向等による市場価格の変動によりお客様は損失を被るリスクがあります。

お客様が本取引のために当社に預託する保証金の元本またはその取引による利益は保証されるものではなく、元本欠損もしくは元本を超過する損失が発生する可能性があります。

## 2. レバレッジ効果によるリスク

本取引では少額の資金で大きな取引が可能となる、いわゆるレバレッジ効果(槌子の作用)の効いた取引です。従って通常の金融取引に比べ大きなリスクが伴います。マーケットの動きによってはお客様の保有するポジションの損益は大きく変動することになります。

## 3. 金利調整額および配当金調整額の受け払いについて

参照原市場が先物ではない HS CFD の買いポジションをお持ちの場合には、金利調整額の支払が発生します。また、売りポジションをお持ちの場合には、金利調整額の受取が発生します。金利調整額は、通常 LIBOR (London Inter-Bank Offered Rate) を基準に当社が設定する金利を加減し計算します。ニューヨーク時間の 17 時以降(日本時間の午前 7 時頃、夏時間期間中は午前 6 時頃)に日々受渡しが行われます。なお、基準金利水準によっては、売りポジションをお持ちの場合でも金利調整額が支払いになる場合もあります。

株価指数 CFD の参照原市場に配当が実施された場合、ニューヨーク時間 17 時(日本時間の午前 7 時頃、夏時間期間中は午前 6 時頃)を超えて保有しているポジションについて、買いポジションの場合をお持ちの場合は配当の調整額(配当金調整額)の受取、売りポジションをお持ちの場合は配当の調整額(配当金調整額)に支払が発生します。配当金調整額の受け払いについては参照原市場で行われた配当金の 100%とは限りません。

なお、上記金利調整額及び配当金調整額の受け払いに際し、円貨に転換するための為替レートは、直近のニューヨーク時間 15 時頃に決定するレートになります。

## 4. ロスカットルールのリスク

本取引では、お客様の預託保証金を超える損失発生を防ぐため、当社が定める一定時間ごとに、最新の取引提示価格に基づいてお客様が保有するポジションを時価評価します。当社が定めるロスカットルールに該当した場合、当社はおお客様の全部のポジションを成行注文によりロスカット(反対売買による強制決済)いたしますが、このルールは預託保証金の一定割合の確保を保証するものではありません。また、参照原市場の急激な変動、あるいは土・日曜日など非取引時間を挟んで市場環境が大きく変わった場合などにおいては、預託している保証金の額以上の損失が生じ、保証金残高がマイナスとなる可能性もあります。未約定の新規取引注文については、原則として、保証金余力が回復するまでは執行されません。

(\*)ロスカットの取扱い、時間、割合などは、適宜変更する場合がございます。当社ホームページ上で詳細は掲載、お知らせ致しますので、ご確認ください。

## 5. 損失限定注文のリスク

本取引で損失を限定させることを意図した逆指値などの特定の注文方法は、通常の市場環境ではお客様の損失を限定する効果があるものと考えられますが、状況によって有効に機能しないことがあります。例えば、参照現市場レートが一方向に、かつ急激に変動した場合、お客様が指定されたレートよりも不利なレートで約定(スリッページの発生)する可能性があり、意図しない損失を被ることがあります。

## 6. 相対取引であることについて

HS CFD取引は、お客様と当社との相対取引であり、当社が提示する買値(Ask)と売値(Bid)にて取引を行っていただくものです。従ってCFDの価格は参照原市場である取引所の規制・ルールまたは、その市場価格とは異なります。

## 7. 信用リスク

お客様が取引されるCFD取引は金融先物取引であり、お客様の注文は当社が相手方となって注文を成立させるため、当社の信用状況に対するリスクがあります。

なお、CFD取引に係る保証金は、日本投資者保護基金等による補償の対象となりません。

そのため当社では、お客様よりお預かりする本取引に係る保証金を、当社の固有資産とは完全に区分し、CFD取引に係る保証金であることを明確にした上で日証金信託銀行における金銭信託に預託する方法で管理しております。

## 8. 流動性リスクと特殊な市場環境状況

経済情勢やCFDの参照原市場価格の状況により、CFD取引の流動性が極端に低くなった場合、お取引が困難または不可能となる可能性もあります。

## 9. 電子取引システムの利用のリスク

本取引は、インターネットを利用した電子取引となるため、当社または当社のカバークラウド取引先、通信回線、システム機器に障害が発生した場合は、お客様の注文または金銭の受け払いに影響を及ぼす可能性があります。

また、電子取引システムを利用する際に用いられる口座番号、パスワード等の個人認証のための情報が、窃盗、盗聴などにより漏れた場合、その情報を第三者が悪用し、お客様に損失が発生する可能性があります。

## 10. 税制・法規等変更のリスク

将来において、本取引に関する税制や法令諸規則が変更され、本取引がお客様にとって現状より不利な取扱いとなる可能性があります。

ここでは、本取引に伴う典型的なリスクをできるだけ簡潔に説明させていただいておりますが、お取引に伴ってお客様に生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。お取引の開始にあたりましては、取引の仕組み及びリスクについて十分にご理解いただきますようお願い申し上げます。

# CFD取引『HS CFD』の説明

## 1. 口座開設までの流れ

- ①当社にインターネット総合取引口座を開設していただきます。

- ②当社ホームページ上のCFD取引HS CFD口座(以下、「本口座」といいます。)開設申込画面からお申し込いただきます。お申込画面では問診事項へのご回答及びCFD取引リスク説明書、CFD取引約款、本説明書の内容の確認をしていただき申込ボタンを押下します。
- ③コール総合取引口座等、他部店籍に属する総合取引口座を既に開設されている方は、上記申込画面から申し込まれた後、当社から送付される本口座設定に関する同意書及び登録事項追加届をご確認のうえ、必要事項に記入・捺印されたうえで、当社まで返送していただきます。(または、インターネット口座(ネット)も兼ねるオールアクセス口座を開設していただきます。)
- ④当社で審査のうえ、後日口座開設を電子メール及び郵送にてお知らせいたします。

## 2. 口座開設基準

当社の定める本口座の主な開設基準は以下の通りです。

- ①当社の約款に基づき、インターネット証券取引口座であるネット総合取引口座を始めとする総合取引口座を開設していること。
- ②当社から電話ならびに電子メール等にて常時ご連絡が取れること。
- ③当社へのお届け事項の変更があった場合、速やかに変更手続きをしていただけること。
- ④当社「CFD取引説明書」及び「CFD取引約款」の全てにご同意いただくこと。
- ⑤「CFD取引説明書」及び「CFD取引約款」に違反された場合、お取引を停止させていただく場合があることにご同意いただけること。
- ⑥当社ホームページ上のHS CFD取引ルールに関して、充分にご理解の上、ご承諾いただいていること。
- ⑦保証金余力を超えたご注文は、一切執行されないことにご同意いただくこと。
- ⑧当社には通常のマージンコール(追加保証金)制度がないことにご同意いただけること。
- ⑨ロスカットルールにご同意いただけること。
- ⑩システム及び回線の混雑や障害によって取引注文が遅延・不能になった場合、当社は一切の責任を負わないことにご同意いただけること。
- ⑪ご自身の電子メールアドレスをお持ちであること。
- ⑫HS CFD口座開設にあたり、各種書面における電子交付にご承諾していただけること。
- ⑬当社が必要と認めた場合、電話による面談審査を行なうことにご同意いただけること。
- ⑭インターネットをご利用になれる環境があること。
- ⑮日本証券業協会加入の金融先物取引業務に従事する従業員等でないこと。

⑩MRF口座解約に同意いただけること。

⑪その他

### 3. 口座番号及び暗証番号(パスワード)

#### ①インターネット総合取引口座番号

お客様が HS CFD 取引画面へログイン時に使用する口座番号と暗証番号(ログインパスワード)は、インターネット総合取引口座を始めとする総合取引口座と共通のものとなります。

#### ②HS CFD 口座番号

HS CFD の口座番号は、CFD の種類ごとに口座番号が別々に割り当てられることとなります。

お客様には当社から便宜上 HS CFD 口座番号(6桁の数字)が割り当てられますが、平常は使用いたしませんのでご注意ください。

### 4. 取引チャネルと注文の受付

お客様のご注文は、PCまたは携帯電話からインターネットを介してのみお受けいたします。電話やFAX、電子メール等によるご注文は一切できません。

### 5. 取引時間

本取引の取引時間は、参照原資産の取引時間に準じて決定されます。

※米国におけるサマータイム・標準時間の切り替え日及び取引時間の詳細は、当社ホームページ上でお知らせいたします。

### 6. 取引日及び受渡日(決済日)

#### ①取引日

土・日曜日及び特定日(参照現市場の休場日及び当社の定める非営業日)を除いた全ての日にお取引が可能です。

※非取引日となる特定日については当社ホームページ上でお知らせいたします。

#### ②受渡日(決済日)

受渡(決済)日は、次のようになります。

日本円建ての CFD=即日 CFD=即日決済(T+0)

それ以外の外貨建て CFD=決済を行った日から3営業目(T+2)

ただし、翌々営業日が当該外国通貨の母国市場又は米国市場の休業日に当たる場合には、その翌営業日とします。外貨建て CFD の受渡日は NY 時間午後3時を基準としており、日本時間では時差の関係上、1営業日余分にかかる場合があります。

### 7. 取扱銘柄

HS CFD 取引でお取引いただける銘柄は、有価証券関連 CFD 及び債券先物 CFD ですが、銘柄別 CFD の取引条件の詳細は、当社ホームページにてご確認ください。

## 8. 取引単位

HS CFD 取引は、原則として取引ツールに表示される取引単位の 1 倍から可能となっております。なお、一部の取引銘柄では取引価格を調整する除数として、ティック・ファクターを採用しております。

※ティック・ファクター(Tick Factor)とは、取引価格を調節する除数のことで、約定代金、保証金、損益などの算出に必要となります。詳しくは当社ホームページにてご確認ください。

## 9. 取引数量

HS CFD における銘柄別最大発注数量及び最小発注数量は、当社ホームページにてご確認ください。

## 10. ポジション(持高)限度額

HS CFD 取引におけるポジション(持高)には、原則として制限はございません。しかしながら、お客様の取引経験や適合性に応じて、当社にて個別に上限額を設定させていただく場合もありますのでご注意ください。

## 11. 取引手数料とスプレッド～取引に掛かるコスト

### ①取引手数料

取引手数料は、当社ホームページに掲載、お知らせします。尚、取引手数料は、変更させていただく場合がございます。当社ホームページでお知らせ致しますので、適宜、ご確認ください。

※取引手数料(消費税込み)は、ご注文が約定した時点で実際に課金、引き落とされます。

### ②スプレッド

取引画面上に提示されている買値(Ask)と売値(Bid)の間には差額があり、これをスプレッドと称します。HS CFD における各取引銘柄のスプレッドは、当社ホームページにてご確認ください。

## 12. 必要保証金

HS CFD の保証金は、約定代金に以下の必要保証金率を乗じたものを円貨に換算した金額が必要となります。

銘柄種類	必要保証金率
------	--------

有価証券関連	10～20%
債券先物 CFD	2%

※必要保証金額は、リアルタイムでの外国為替相場における円換算額によって決定されるため、約定時ならびにポジション保有時における預託保証金内での必要保証金額は常時変動しております。

※必要保証金は、新規ポジションのご注文が約定した時点で、初めて保証金余力から拘束され、また返済の場合には、同様にその決済注文が約定した時点で、保証金余力に解放されます。従って、指値注文等による約定前の注文執行時には、保証金余力と必要保証金間の資金の振替は行われませんのでご注意ください。

※必要保証金の詳細は、当社ホームページにてご確認ください。

### 13. 保証金について

HS CFD 取引での保証金としてお預かりできるのは、現金(日本円)のみとなります。有価証券での代用や外貨は受付けておりません。

#### ①保証金余力

お客様の預託保証金からポジションの維持に要する必要保証金額を除き、かつリアルタイムで保有するポジションを時価評価した評価損益(当日分)ならびに未受渡金額を合算した総額を保証金余力と言います。

新規ポジションを作成する際にはこの金額の範囲内において、またインターネット総合取引口座への振替及び出金の際には、原則、この金額から評価益を控除した金額の範囲内において可能となります。

#### ②有効保証金(実質口座残高)

お客様からお預かりしている預託保証金、当社の定める一定期間ごとに保有ポジションを時価評価した評価損益ならびに未受渡金を合算したものを有効保証金と呼びますが、HS CFD 取引画面においては、お客様に解りやすく実質口座残高として表示しています。この金額に占める必要保証金額の割合が保証金率であり、当社ではその率を基に、後述するロスカットルールを定めております。

### 14. ロスカット

HS CFD では、お客様が一定額以上の損失を被ることを未然に防ぐため、ストップロスの制度を採用しております。実質口座残高、即ちお客様からお預かりしている預託保証金額、当社の定めるロスカットルールに従って保有ポジションを時価評価した評価損ならびに未受渡金額を合算した総額が、当社の定めるロスカットルールの必要保証金総額の一定割合(有効保証金率)を下回った場合は、お客様の保有する全ポジションを、当社が強制的に反対売買する(ロスカットすることにより閉めさせていただきます。その際は、当社から事前通知を行いませんのでご注意ください。また、ロスカットルールが適用され、ロスカット注文が発注された場合、既に発注されている注文は全て取り消し処理が行われます。当社の定めるロスカットルールは、当社ホームページ等に掲載します。

#### 【ロスカットルール】

##### ① 定時ロスカット

グリニッジ標準時間9時(日本時間18時)時点の計算において、有効保証金率が100%を下回った場合、ロスカットさせていただきます。

## ② リアルタイムロスカット

リアルタイムの計算において有効保証金率が60%を下回った場合、ロスカットさせていただきます。

※ロスカット終了後、お客様の保証金余力が回復し必要保証金額に達している場合は、新たに新規ポジションを保有することができます。なお、上記ロスカットは、CFD 種類ごと各口座に適用されますのでご注意ください。

(\*)ロスカットの取扱い、実施時間、割合などは、変更する場合がございます。当社ホームページ上で詳細は掲載、お知らせ致しますので、ご確認ください。

## 15. 注文の種類

### ・成行注文

お客様が値段を指定するのではなく、取引画面上に売買可能な価格が常時自動更新しながら提示されており、その表示価格で約定させる注文です。相場状況によっては提示レートと約定値が大きく乖離する可能性もあるので十分な注意が必要となります。

### ・指値注文(リミットオーダー)

お客様が買値や売値といった注文価格を指定する予約注文です。価格を指定し発注する注文で、買いであれば現在値を下回る価格、売りであれば現在値を上回る価格でのみ発注可能となっている予約注文です。

### ・逆指値注文(ストップオーダー)

指定した価格以上で買いたい、または指定した価格以下で売りたいといった予約注文で、相場が意に反して動いた場合の損失を、ある程度事前に確定できる注文です。

### ・トレール注文

値幅指定機能を追加することにより、指定した逆指値の価格が自動的にかつ継続的に変更されて行く特徴を持つ逆指値注文の一種です。逆指値注文に値幅指定機能を追加した注文。売りの場合は直近の高値、買いの場合は直近の安値から指定した値幅に達した場合執行される。価格の変動に伴い指定した逆指値の価格が自動的にかつ継続的に変更されていく特徴を持つ逆指値注文の一種です。

**\*トレール注文を訂正される場合は、一旦注文を取消した後、新たに注文を発注してください。**

### ・O.C.O.注文

二つの予約注文を同時に出し、どちらか一方が約定した時点で、もう一方の注文が自動的に取消される二者択一式の注文形態です。HS CFD では指値と逆指値を組合せた買いのみまたは売りのみの注文を出すこともでき、逆指値注文にはトレール機能を付加することも可能です。

### ・連続注文(IF Done 注文、IFO 注文)

親注文が成立した場合、子注文が有効となる注文で、指値、逆指値、OCO 注文を組み合わせ、損切り・利益確定注文までを一括して出すことができます。また、トレール機能を付加することも可能です。

## 16. 注文の有効期限

HS CFD 取引の注文の有効期限は全て無期限で設定されます。お客様が取り消すまで有効となりますのでご注意ください。

## 17. 注文と保証金余力

お客様の新規注文の約定に要する必要保証金額が、その時点で保証金余力を超える額となった場合、それらの注文は一切執行されません。また一回の注文を1ショットとみなすため、たとえ一部が保証金余力に達していたとしても、株式取引の『内出来』の様な、注文の部分約定も行われません。従って、お客様は、反対売買(返済)を除く新規注文を約定させるための必要保証金額が、ご自身の保証金余力の範囲内に納まっていることを確認した上で、注文用画面からご発注なさるようお願いいたします。

※当社は完全前受制度を実施しております。お客様が指値等の予約注文を行う際、保証金余力の状況に関わらず弊社取引画面上にその注文は表示されますが、保証金余力が不足している場合、実際には受付けておらず、執行も行われません。従って、その注文をお取消になるか、保証金余力の範囲内での注文に訂正されるようご注意ください。また、ご入金により保証金余力の回復が行われれば、その注文の執行は可能となっております。

## 18. 注文の取消及び訂正

### ・取消

成行注文を除いた、取引が成立する前の未約定注文については、取引画面上より簡単に取消の指示ができます。

※同時注文における複数の組合せ注文は、第一次注文を取消した場合、第二次注文も同時に取消となります。

### ・訂正

成行注文を除いた、取引が成立する前の未約定注文については、取引画面上より注文訂正画面を呼び出し、簡単に訂正の指示ができます。

## 19. 注文とポジション

### ・新規取引

新規のポジションを保有するための売買です。

※お客様は買いあるいは売りのどちらからでも新規ポジションを作成できますが、同一取引銘柄で新規の買いと売りの両ポジションを同時に持つ、いわゆる両建はできません。

### ・反対取引

保有ポジションを決済するために行う反対売買です。この取引が約定されると実現損益が発生いたします。

※ご注文につきましては、保有ポジションがない場合、もしくは保有するポジションと同一の方向の売買区分の注文は新規注文となり、保有ポジションの反対の売買を入力すると返済注文となります。保有ポジション以上の

数量の CFD を反対売買した場合、保有していたポジション分は返済となり、超過分は新規の注文として扱われますのでご注意ください。

## 20. 差金決済

HS CFD 取引の決済方法は、全て反対売買による差金決済方式です。

## 21. 現引及び現渡

HS CFD 取引の決済方法は全て差金決済にて行われるため、現引及び現渡などは行われません。

## 22. 金利調整額と配当金相当額

### ①金利調整額

反対取引による差金決済を行わずに、参照原市場が先物ではない CFD の保有ポジションを一営業日先へ持ち越した場合受け払いが行われる金利調整額は、米国時間 17 時頃(日本時間の 7 時頃、夏時間の場合は 6 時頃)に毎営業日毎決済され、お客様の保証金から受け払いが行われます。

※金利調整額の受け払いは自動処理となり、お客様にとって連絡等といった作業を要しません。また、そのための手数料等も一切発生いたしません。

※金利調整額は、基準金利(LIBOR)に買いポジションのお客様には 3.0%を足し、売りポジションのお客様には 3.0%を引いたものとなり、金利水準によっては、売りポジションを保有される場合で、マイナスになる場合がありますが、その場合、調整額の支払いはございませんのでご了解ください。

### ②配当金調整額

お客様がお取引される株価指数 CFD において、当該参照原資産に配当が生じた場合、買いポジションを保有する時は、保有する CFD の数量に応じて配当金調整額を受け取ることができます。反対に、売りポジションを保有する時は配当金調整額を支払わなければなりません。この金利調整額は米国時間 17 時を越えて該当するポジションを保有するお客様に発生いたします。

## 23. インターネット総合取引口座との振替及び入出金

### ・振替

インターネット総合取引口座と HS CFD 口座間の振替は、当社 HS CFD ホームページ振替専用画面よりお手続き下さい。口座振替処理の完了後、各口座に速やかに反映されます。

※口座間の振替手数料は無料です。

※HS CFD 口座内において評価益が発生している場合は、保証金余力からその額を控除した金額が、インターネット総合取引口座への振替限度額となります。

※HS CFD 口座内において未受渡益金があり、その額も含めてインターネット総合取引口座へ振替を行う場合は、実際の受渡が発生する翌営業日または翌々営業日の振替となります。

※振替の際には、両口座内の保証金余力にゆとりを持たせて下さい。

#### ・入金

証券総合口座からの振替、或いは、銀行振込により直接当社の CFD 保証金口座へ入金していただきます。直接当社の CFD 保証金口座へのご入金は、株価指数 CFD 口座へのご入金として取り扱いますので、ご注意ください。

※振込手数料はお客様負担とさせていただきます。

※入金日に HS CFD 取引以外の取引で不足金が発生している場合、HS CFD 口座に入金する意図でご入金いただいても HS CFD 口座への入金(振替)ができない可能性があります。

※任意にMRF自動スweep契約をされた場合には、MRF口座解約抹消手続き完了までの間、資金振替が行えない場合もございます。

#### ・出金

お客様から電話等によるご連絡を受けた日から起算して4営業日以内に、お客様の指定口座へ出金させていただきます。

※振込手数料は当社が負担させていただきます。

※保有ポジションを継続する場合、保証金余力からその評価益の額を控除した金額が出金限度額となります。

※出金の際には保証金余力にゆとりを持たせて下さい。

### 24. 不足金について

ポジションの決済による決済損が預託保証金を上回り、不足金が発生した場合には、お客様は受渡日(翌々営業日)午後3時まで不足金を HS CFD 口座にご入金していただく必要があります。

お客様から当該受渡日までに当該不足金のご入金がない場合は、当社はお客様に通知することなく、当社でお預かりしているお預り金やお預り有価証券、信用代用証券等を当社の任意でお客様の計算により処分して適宜債務の弁済に充当することができるものとします。

### 25. お客様へのご連絡

保証金の不足等により、当社が必要と認めた場合には、当社にご登録の電子メールアドレス又は電話番号にご連絡いたします。

### 26. 電子交付による取引明細等に係る報告及び入出金等を含めた口座残高等の照会

取引の明細や入出金等を含めた口座残高に関する現在及び過去の情報は、全てHS CFDログイン後の取引画面上で閲覧可能です。取引の明細を確認する場合には、取引画面上の報告書メニューから「取引明細報告書兼取引残高報告書」を、当社が受領したお客様のご入金あるいはご出金等の記録、課金された取引手数料

料及び実現した損益金の履歴を確認する場合には「口座履歴報告書兼保証金受領書」を選択し、各々の日付を入力することによって閲覧して下さい。尚、これらの報告・照会は全て電子媒体による交付とし、書面による報告書・通知書等は 一切送付いたしませんので、予めご了承下さい。

## 27. 公租公課

### ①消費税等

HS CFD 口座の取引手数料に対し、消費税がかかります。

### ②取引で発生した利益等に対する税

個人のお客様の場合、売買差益及び金利調整額・配当金調整額による収益等については、手数料等を控除した純利益が雑所得として総合課税の対象となり、原則として確定申告を行う義務が生じます。ただし、給与所得者の方で一定の条件を満たし、かつ給与所得(複数から給与収入がある場合は除きます。)及び退職所得以外の所得の合計額が20万円以下のお客様は、確定申告が不要となる場合もあります。詳しくは最寄りの税務署へご相談ください。

※個人のお客様の取引において、年間(暦年)を通じて損益が発生した場合には、他の雑所得とその損益を通算することができますが、株式取引から発生した損益は譲渡所得に分類されるため、損益通算は不可能です。

※法人が行った CFD 取引で発生した利益金は、法人税に係る所得の計算上、利益金の額に参入されます。

※金融商品取引業者は、顧客に CFD 取引において発生した利益金の支払いを行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払 金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署に提出します。

## 28. お問い合わせ

通常のお問い合わせは下記の「FX&CFD 取引 お問い合わせ窓口」へ、当該書面の内容に相違または疑義があるときは下記「コンプライアンス統括部」までお問い合わせください。

(お問合せ窓口)

【FX&CFD 取引 お問い合わせ窓口】

TEL: 03-5909-4091(平日 8:00~17:00)

【コンプライアンス統括部】

TEL: 03-4560-0233(平日 9:00~17:00)

(上記時間は弊社都合により変更になる場合がございます。弊社ホームページにてご確認ください。)

## 29. 口座解約

HS CFD 口座解約をされる場合には、ポジションの解消および受渡金完了後に受け付けいたします。なお、解約時の CFD 取引口座残金については総合取引口座へ振替いたします。

## 30. 資産の保全について

当社では、お客様よりお預かりする本取引に係る保証金を、関連法令の定めるところに従って当社の固有資産とは完全に区分し、CFD取引に係る保証金であることを明確にした上で日証金信託銀行における金銭信託する方法で安全・確実に管理しております。

### 31. HS CFD 取引のリスクについて

CFD 取引は高度なリスクを伴う取引です。HS CFD 取引説明書を良くお読みになり、本取引が内在するリスクを必ずご認識のうえ、自己責任においてお取引を行ってください。

### 32. HS CFD 取引説明書について

HS CFD 取引説明書は、お客様に予告なく変更になる場合があります。

## CFD 取引(店頭デリバティブ)取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした CFD 取引、又は顧客のために CFD 取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為(以下、「CFD 取引行為」といいます。)に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意下さい。

- a. CFD 取引契約(顧客を相手方とし、又は顧客のために CFD 取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。)の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- b. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて CFD 取引契約の締結を勧誘する行為
- c. CFD 取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、CFD 取引契約の締結の勧誘をする行為(ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客(勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限り)に対する勧誘及び外国貿易その他の店頭外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。)
- d. CFD 取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e. CFD 取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該 CFD 取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けたいことを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該 CFD 取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f. CFD 取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- g. CFD 取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

- h. CFD 取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- i. CFD 取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- j. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
- k. CFD 取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- l. CFD 取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為(第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。)
- m. CFD 取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
- n. CFD 取引契約に基づく CFD 取引行為をすることその他の当該外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
- o. CFD 取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- p. CFD 取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該 CFD 取引契約の締結を勧誘する行為
- q. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により CFD 取引をする行為
- r. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。)若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の CFD 取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として CFD 取引をする行為
- s. CFD 取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。)
- t. CFD 取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う CFD 取引の売付又は買付と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます)の勧誘その他これを類似する行為をすること。
- u. 通貨関連デリバティブ取引(CFD 取引を含みます。V.において同じ。)につき、顧客が預託する証拠金額(計算上の損益を含みます。)が金融庁長官が定める額(平成 22 年 8 月 1 日以降は想定元本の 2%、平成 23 年 8 月 1 日以降は同じく 4%。以下同じ。)に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること

v. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額(計算上の損益を含みます。)が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること

以上

## 当社の概要

商号等	エイチ・エス証券株式会社
本社所在地	〒163-6027 東京都新宿区西新宿 6-8-1 住友不動産新宿オークタワー27 階
資本金	30 億円
事業内容	金融商品取引法に基づく金融商品取引業
登録番号／登録年月日	関東財務局長(金商)第 35 号／平成 19 年 9 月 30 日
加入投資者保護基金	日本投資者保護基金
加入協会	日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会
沿革	H.18.9.28 エイチ・エス証券分割準備株式会社を設立 H.19.4.1 エイチ・エス証券株式会社へ商号変更 旧エイチ・エス証券株式会社(現・澤田ホールディングス株式会社)が営んでいた証券業、投資顧問業、金融先物取引業、商品先物取引業等を承継。
苦情受付窓口	03-4560-0233(コンプライアンス統括部)

### ●当社の苦情・紛争処理措置について

当社は、お客様からの苦情等のお申出に対して、真摯に、且つ迅速な対応を心掛け、お客様のご理解をいただくよう努めています。

お取引に関する苦情等につきましては、上記の苦情受付窓口までお申し出ください。また、上記により苦情の解決を図る他に、お取引についてのトラブル等は、下記の金融ADR機関(※)である「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター」における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)  
住 所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 第三証券会館  
電 話 0120-64-5005(フリーダイヤル)  
(月曜日～金曜日 9:00～17:00 祝日を除く)

URL: <https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html>

(※) 金融ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

